平成２３年（フ）第５４号
栃木県大田原市美原１丁目２番19号　中川マンションＢ―102号、前住所栃木県那須塩原市西三島１丁目153番地10　細井アパート８号
債務者　渡邊　久子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１８３号
長崎県佐世保市名切町340番地12　サンヴェール名切202、旧住所長崎県佐世保市赤崎町427番地５
債務者　佐藤　雅美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
長崎県佐世保市船越町1399番地６、旧住所広島県三次市布野町上布野705番地７
債務者　白濱　泰宏
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
長崎県佐世保市吉井町春明244番地25
債務者　田中　利博
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
長崎県佐世保市白岳町584番地１
債務者　澤津橋堅二
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
長崎県佐世保市白岳町584番地１
債務者　澤津橋禮子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
静岡県富士宮市北町10番18号、前住所静岡県富士宮市小泉255番地　レオパレス小泉205号室
債務者　佐藤　未央（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時50分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２４９号
千葉市稲毛区長沼原町483番地
破産者　株式会社トーワ
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６８号
千葉市美浜区幸町２丁目16番８棟203号、開始決定時の住所千葉市中央区寒川町３丁目112番地
破産者　長谷川純一
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９２号
札幌市厚別区厚別北３条３丁目13番18号
破産者　理水工機株式会社
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６７号
千葉県船橋市咲が丘４丁目３番６号
破産者　奥村　武史
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６７号
千葉県船橋市湊町２丁目15番15―201号
破産者　池田雄二郎
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９０号
千葉県船橋市海神町南１丁目1389番地１、605号
破産者　株式会社ボッケチオ・ジャパン
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６５号
千葉県我孫子市新木3054番地の９
破産者　間宮　慶一
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７８号
千葉県柏市逆井３丁目26番１―102号
破産者　大塚　誠司
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６号
奈良県橿原市飛騨町154番地の４
破産者　有限会社ハウスビジョン
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
奈良県御所市大字南十三86番地の19
破産者　御所コンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
奈良県橿原市大軽町字西浦118番地の13
破産者　有限会社テクノクラフト
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係